

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する手続き（出張）

【出張関係手続き】

手続きの種類	提出書類	提出部数	提出期限
1. 出張業務の開始	(1) 出張業務開始届 (2) 免許証の写し ・照合のため免許証の原本をお持ちください。 (3) 公的な身分証明書等 ・運転免許証、保険証など本人(住所)確認ができるもの をお持ちください。	2部	開始後 10日以内
2. 休止・廃止	(1) 出張業務休止(廃止・再開)届	2部	廃止・休止後 10日以内
3. 出張業務の再開	(1) 出張業務休止(廃止・再開)届	2部	再開後 10日以内
4. 届出事項の変更	(1) 出張業務休止(廃止・再開)届 (2) 出張業務開始届 ・出張業務を開始した場合の提出書類と同じ。	2部	変更後 10日以内
5. 滞在	(1) 滞在業務届 (2) 免許証の写し ・照合のため免許証の原本をお持ちください。 (3) 公的な身分証明書等 ・運転免許証、保険証など本人(住所)確認ができるもの をお持ちください。	2部	業務開始前

※届出の際には、記載事項の訂正をしていただく場合がありますので、開設者の印鑑をお持ちいただくか、届出書に捺印をお願いします。